

い事実)

- (1) 被告は非営利団体であり、原告は被告の会員である。（当事者間に争いのない事実）
- (2) 被告はウェブサイトを持ち、公開エリアと非公開エリアに大別できる。公開エリアでは主に、非会員に向けた被告の紹介がされ、非公開エリアでは会員向けに規約や統計資料、イベント等情報提供の場と電子掲示板による会員相互の交流の場が設けられている。（当事者間に争いのない事実）
- (3) 原告は、非公開エリアの電子掲示板の内容を紙に印刷し、数名の知人に見せたことにより、被告からＩＤ停止措置処分をされ、同処分を解除する条件として原告に誓約書の提出を求められた。（乙3号証、当事者間に争いのない事実）

3 争点

被告が、原告に対し、ＩＤ停止措置処分をしたこと及び同処分を解除する条件として原告に誓約書の提出を求めたことは不法行為が成立するか。

第3 当裁判所の判断

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 甲1号証の被告基本規約24条機密事項には、「JAPAN MENSA及び各会員は、特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩してはならない。」と規定されている。

同規約25条（b）には、「運営委員会は、公平かつ偏見のない事情聴取を行った上で、メンサに不都合な行為を行ったとみなされた会員に対して、制裁を課すことができる。この制裁には、警告、一時的な会員活動の停止または除籍、永久追放処分が含まれる。」と規定されている。

甲2号証によれば、被告運営委員会は、原告の公式ウェブサイト中運営掲

示板における一連の書き込みに対する対応を協議・決議した結果、同規約 25 条（b）に基づき、制裁処分を課すための事情聴取することを決定したので、原告の都合のつく日を教えてくれと連絡したこと、甲 3 号証によれば、被告運営委員会は、原告に対し、「掲示板の内容や会員だけが入手できる情報等を会員以外に見せない。他の者に見せるといった予告等もしない。」という内容の誓約書を提出すれば、アクセス禁止を解除すると通知したこと、乙 1 号証によれば、平成 23 年 10 月 1 日、被告運営委員会は、原告の ID 停止措置処分をしたこと、乙 2 号証によれば、被告運営委員と原告との意見交換をするため、10 月 8 日午前 9 時～午前 11 時、10 月 9 日午前 11 時～午後 2 時のいずれかの日にレストラン「銀座モンシェリ」ないし原告の希望する場所で都合つかないかと通知したこと、乙 3 号証によれば、公式ウェブサイト中運営掲示板における原告の書き込みが認められる。

(2) 前記認定事実及び弁論の全趣旨に前提事実を併せ考慮すると、原告は、非公開エリアの電子掲示板の内容を紙に印刷し、数名の知人が誰であるか分からぬが、外部に前記情報を見せたと推認され、原告は本人の許諾を得たことの証拠はないことから、被告の特定の会員に関する情報を、本人の許諾を得ずにメンサの外部に漏洩したことを認めることができ、原告の行為は被告基本規約 24 条機密事項に該当し、被告の運営委員会が、原告に対し、同規約 25 条（b）に基づき、制裁処分を課すための事情聴取の機会を与えた上、ID 停止措置処分の制裁処分を課したことは侵害行為といえない。

また、被告は、原告に対し、ID 停止措置処分を解除する条件として「掲示板の内容や会員だけが入手できる情報等を会員以外に見せない。他の者に見せるといった予告等もしない。」という内容の誓約書の提出を求めたとしても、被告の運営上何ら不適切であるといえない。

(3) 以上によれば、被告が、原告に対し、ID停止措置処分をしたこと及び同処分を解除する条件として、原告に誓約書の提出を求めたことは不法行為が成立しない。

2 よって、原告の請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

川 越 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 **町 田 俊 一**